

パブリック・コメント手続(意見募集)

「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動
計画」の改定について

意見募集期間

令和7年(2025 年)

10 月 16 日(木)～11 月6日(木)

お問い合わせ先：民生局健康部保健所企画課

健康危機管理担当

電話 046-845-6244(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

新型コロナウイルス感染症対応での経験や課題を踏まえ、現行の「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画」を改定することとしました。

このたびのパブリック・コメント手続は、この「横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)」について、ご意見を伺うものです。

【目次】

- ◆ 横須賀市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について..... 3
- ◆ 意見の提出方法..... 4

○横須賀市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画の改定について

1 意見募集の趣旨

国は、新型コロナウイルス感染症対応での知見や経験を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法を令和6年4月に改正しました。

これに基づき、横須賀市でも次なる感染症危機事案に対応できる体制を構築するため、横須賀市新型コロナウイルス感染症等対策行動計画を改定します。

つきましては、改定素案について、市民の皆様からのご意見等を募集するため、パブリック・コメント手続を実施します。

2 計画案の概要

(1)根拠法令

新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法第8条

(2)計画の特徴等

新型コロナウイルス感染症対応での知見や経験を踏まえ、「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び、「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを目的に、市として実施すべき対策を本計画に記載することで、感染症危機事案時に可及的速やかに対策を講じることができるようにします。

(3)主な改正内容

①対象とする疾患

現計画では「病原性の高い新型コロナウイルス等」を主な対象疾患としていますが、新型コロナウイルス感染症を踏まえ、対象疾患を「幅広い呼吸器感染症」に変更します。

②時期区分

現計画では感染症発生の過程を5期(未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期)に分類していますが、コロナ禍を経験して国がこの過程を見直しました。

これを受け、国が提示した「準備期」「初動期」「対応期」の3期に改正します。

更に、対応期について区分を4つに細分化し、感染拡大のスピードや病原体の性状に合わせ、柔軟な対応ができるように整備します。

③対策項目

現計画の6項目から、13項目へ拡充します。(水際対策、ワクチンなどを新たに追加するとともに、現行の項目にリスクコミュニケーションや情報分析を追加)

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和7年(2025年)10月16日(木)から
令和7年(2025年)11月6日(木)まで
- 2 宛 先 横須賀市民生局健康部保健所企画課健康危機管理担当
- 3 提出方法
 - (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
 - (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。
 - ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - ・(市内在学の場合)学校名・所在地
 - ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
 - ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項
 - (3) 次のいずれかの方法により提出してください。
 - ア 直接持ち込み
 - ・民生局健康部保健所企画課健康危機管理担当(ウェルシティ市民プラザ3階)
 - ・市政情報コーナー(横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
 - ・各行政センター
 - イ 郵送
〒238-0046 横須賀市西逸見町1丁目 38 番地 11
ウェルシティ市民プラザ3階
横須賀市民生局健康部保健所企画課健康危機管理担当
 - ウ ファクシミリ
046-822-4375
 - エ 電子メール
hm-cm@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。